



第102期 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日～2025年3月31日

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階 富士の間

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

書面またはインターネット等による事前の
議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分まで

株式会社タムラ製作所

証券コード：6768

株主の皆様へ

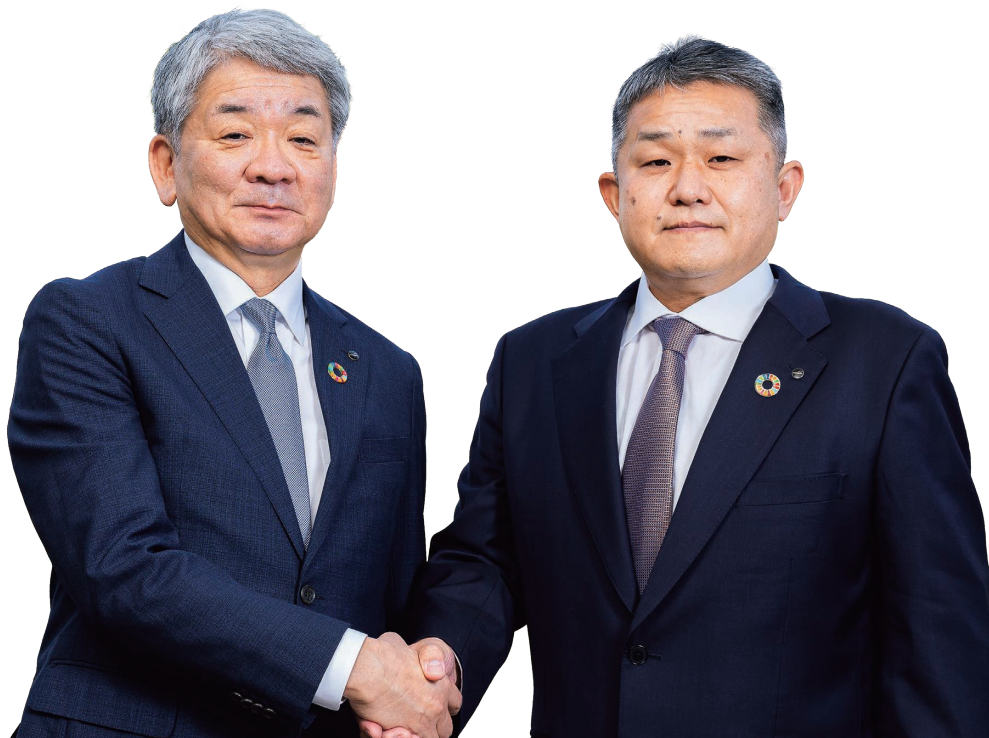
株主の皆様には、日頃より当社グループへの厚いご支援を賜り心より御礼申し上げます。

タムラグループは、本年創業101年目となり、4月より新中期経営計画「One TAMURA for Next 100」を始動しました。

前中期経営計画に引き続き脱炭素社会実現に向けた世界的潮流を市場機会と捉え、次の100年に向けた成長基盤をグループ一丸で構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援をお願い申し上げます。

オンリーワン・カンパニーの 実現を目指します。



代表取締役会長兼CEO兼CFO

浅田 昌弘

代表取締役社長兼COO

中村 充孝

(証券コード：6768)
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

株式会社 タムラ製作所

代 表 取 締 役 浅 田 昌 弘
会長兼CEO兼CFO

第102期定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第102期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.tamuracorp.com/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名（タムラ製作所）またはコード（6768）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を
選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分より）

2. 場 所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 **ホテルメトロポリタン3階 富士の間**

※書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電
子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って
2025年6月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権を行使し
てくださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の 目的事項

- 報告事項**
- 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

※書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書類は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部です。

・連結注記表 ・個別注記表

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会会場

会場

ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 電話 (03) 3980-1111

交通

池袋駅

- ・ JR ●山手線 ●埼京線
- ・ 東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線
- ・ 西武池袋線
- ・ 東武東上線

- 西口（南）（徒歩約2分）
- JR線メトロポリタン口（徒歩約1分）
- 西口（中央）（徒歩約3分）
- 副都心線2a出口（徒歩約3分）



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行いたいことができます。

当日ご出席の場合



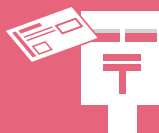
当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

当日ご出席されない場合

書面の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようお願いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分到着分まで

インターネットの場合



議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、上記、**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時20分投票分まで

詳細は次頁をご覧ください ▶

インターネット等による議決権行使についての注意事項

- 当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 **0120-652-031**
(受付時間 9:00~21:00)

2 左記 ① 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座を
お持ちの株主様

お取引の証券会社にて
お問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
 **0120-782-031**
(受付時間 土日休日を除く9:00~17:00)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

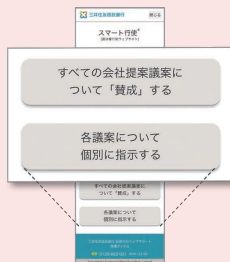
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができ
ます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://www.web54.net>



アクセス方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする「次へすすむ」をクリックしてください。

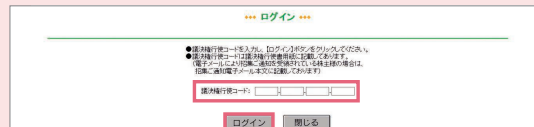
*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用規約に従って、「議決権行使ウェブサイト」の最新情報をよくお読みください。
- 本サイトの利用規約に従って、「議決権行使ウェブサイト」の最新情報をよくお読みください。

次へすすむ

2 ログインする

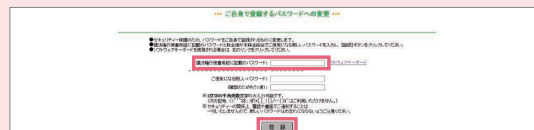
同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3 パスワードの入力

お手持の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) コーポレート・ガバナンス充実のため、現行定款第18条を一部変更いたします。
- (2) 当社は、取締役会の監督機能強化の観点から、すでに、監査等委員会設置会社に移行しておりますが、さらなるコーポレート・ガバナンス充実の観点から、取締役会の機能を監督機能に特化した、いわゆる「モニタリングボード」化の推進と、取締役の監督機能の効率向上のため、定款の取締役の員数に関する規定の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 第18条 (員 数) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は<u>3名以上7名以内</u>とする。 2.当社の監査等委員である取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 第18条 (員 数) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は7名以内とする。 2.当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員は任期満了となります。当社は、コーポレートガバナンスのさらなる充実の観点から、取締役会の機能を監督機能に特化した「モニタリングボード」化の推進と取締役の監督機能の効率向上のため、2名減員し取締役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

ア サ ダ

浅田

マ サ ヒ ロ

昌弘

再任



生年月日

1959年6月19日生

所有する当社株式の数

29,734株

取締役会出席状況

開催15回／出席15回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1982年4月 当社入社
2007年6月 当社取締役上席執行役員
2009年6月 当社取締役常務執行役員 電子部品事業統括本部長
2016年6月 当社取締役専務執行役員
2019年4月 当社代表取締役社長 電子化学実装関連事業統括兼電子化学実装事業本部長
2023年7月 当社代表取締役社長兼CEO
2024年12月 当社代表取締役社長兼CEO兼CFO
2025年4月 当社代表取締役会長兼CEO兼CFO（現職）

取締役候補者とした理由

浅田昌弘氏は、電子部品関連事業や電子化学実装関連事業など当社の主力事業をグローバルにけん引してきました。2019年より代表取締役社長として、2023年より当社グループ最高経営責任者（CEO）としてグループ経営全体を統括しています。また本年4月より、代表取締役会長として、経営全般の総攬を担うとともに、当社グループの継続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

ナ カ ム ラ

中村

ミ ツ タ カ

充孝

再任



生年月日

1971年3月9日生

所有する当社株式の数

7,996株

取締役会出席状況

開催11回／出席11回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1997年9月 タムラ化研株式会社（現株式会社タムラ製作所）入社
2017年6月 当社執行役員 電子化学実装事業本部電子化学営業本部長
2019年4月 当社上席執行役員 電子化学実装事業本部回路機材事業部長
2022年4月 当社上席執行役員 アセアン統括兼電子部品事業本部副事業本部長
2024年6月 当社取締役 EVP兼CSO兼経営戦略担当
2024年10月 当社取締役 EVP兼CSO兼経営戦略担当兼マーケティング推進室長
2025年4月 当社代表取締役社長兼COO（現職）

取締役候補者とした理由

中村充孝氏は、入社以来、電子化学事業にて長く営業部門に携わり事業拡大に貢献してきました。2017年より執行役員として、電子化学実装事業本部の要職を歴任し広く企業経営に携わり、2022年からは電子部品事業本部副事業本部長として電子部品関連事業をグローバルにけん引してまいりました。2024年からは経営戦略を担当し、本年4月より、代表取締役社長として、経営全般の執行を担っています。これらの豊富な経験と知見は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

イ マ ム ラ

今村

マ サ シ

昌志

新任

社外

独立役員



生年月日

1957年1月8日生

所有する当社株式の数

10,000株

取締役会出席状況

開催15回／出席15回（100%）

監査等委員会出席状況

開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1979年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社
 2014年4月 同社グループ役員 ソニービジュアルプロダクツ株式会社 代表取締役社長
 2015年4月 同社執行役EVP
 生産・物流・調達・品質・環境 エンジニアリングプラットフォーム担当
 2018年6月 同社退職
 2019年2月 株式会社ゼンショーホールディングス入社 常務取締役
 株式会社ゼンショーファクトリーホールディングス 代表取締役社長
 2022年6月 同社退職
 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現職）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

今村昌志氏は、日本を代表する大手グローバル電機メーカーや外食産業において要職を歴任し、製造、物流、調達、品質など幅広い事業経験と企業経営に関する知見を有しています。監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献をして頂きましたが、今後もこれまでの知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者の内、今村昌志氏は社外取締役候補者です。
 なお、今村昌志氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 今村昌志氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は今村昌志氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
6. 中村充孝氏は、2024年6月26日に当社の取締役に就任した後、2024年度に開催された合計11回の取締役会のすべてに出席しました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名全員は任期満了となります。コーポレートガバナンスのさらなる充実の観点から、取締役会の機能を監督機能に特化した「モニタリングボード」化の推進と取締役の監督機能の効率向上のため、1名減員し監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

クボタ
窪田

アキラ
明

再任

社外

独立役員



生年月日

1953年9月9日生

所有する当社株式の数

6,203株

取締役会出席状況

開催15回／出席15回（100%）

監査等委員会出席状況

開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1978年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
2005年9月 同省経済産業政策局調査統計部長
2006年7月 オリンパス株式会社入社
2009年6月 同社執行役員 研究開発センター精密技術開発本部長
2014年4月 同社常務執行役員 研究開発センター長
2016年4月 同社常務執行役員 メディカルフェアーズ・CSR統括室長
2017年5月 一般社団法人日本電気制御機器工業会専務理事
2018年6月 当社社外取締役
2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現職）
2024年6月 スズデン株式会社非常勤顧問（現職）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

窪田明氏は、行政機関や大手グローバル企業において研究開発や経営経験を有しています。2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から、取締役会の機能強化に貢献してきました。監査等委員である取締役、筆頭社外取締役および指名・報酬諮問委員会委員長として、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献が期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

2

シ ブ ム ラ

澁村

ハ ル コ

晴子

再任

社外

独立役員



生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1964年12月6日生	0株	開催15回／出席14回（93%）	開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1994年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所）入所
1999年 4月 同所パートナー弁護士（現職）
2015年 6月 ニチレキグループ株式会社社外監査役
2018年 6月 当社社外取締役
2019年 6月 ニチレキグループ株式会社社外取締役（現職）
アステラス製薬株式会社社外取締役（監査等委員）
2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現職）
2024年 6月 株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役（監査等委員）（現職）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

澁村晴子氏は、弁護士として法務の幅広い見識を有するとともに、社外役員としても豊富な経験を有しています。2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から当社のガバナンス強化に貢献してきました。監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員として、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献が期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ト ヨ ダ

豊田

ア キ コ

明子

再任

社外

独立役員



生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1968年12月27日生	0株	開催15回／出席14回（93%）	開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1992年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2000年 9月 株式会社みずほホールディングス（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）IR部門
2001年 1月 みずほ証券株式会社 投資銀行部門
2006年10月 株式会社ラザードフレール ディレクター
2008年10月 株式会社ヒューロンコンサルティンググループ シニアディレクター
2011年12月 みずほコーポレートアドバイザリー株式会社（現株式会社みずほ銀行）
マネージングディレクター
2016年10月 PwCアドバイザリー合同会社 グローバルM&Aアドバイザリーヘッド
2018年 7月 同社パートナー
2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現職）
PwCアドバイザリー合同会社 シニアアドバイザー（現職）
2024年 6月 ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職）
2025年 3月 株式会社ジェイエイシーリクルートメント 社外取締役（現職）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

豊田明子氏は、長年に渡りクロスボーダーおよび国内M&Aのフィナンシャルアドバイザリー業務に従事し、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計、税務および法務に関する幅広い知見を有しています。監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献が期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



生年月日

1964年 3月14日生

所有する当社株式の数

20,397株

取締役会出席状況

開催15回／出席15回（100%）

監査等委員会出席状況

開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1987年 4 月 当社入社
 2002年 12月 当社経営管理本部支援Gマネージャー
 2015年 4 月 当社電子部品事業本部グローバル事業推進本部長
 2017年 4 月 当社経営管理本部副本部長
 2019年 4 月 当社執行役員 電子部品事業本部HPM事業部長
 2020年 4 月 当社執行役員 電子部品事業本部副本部長（欧米圏統括）
 2020年 9 月 当社監査役
 2023年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現職）

監査等委員である取締役候補者とした理由

横山雄治氏は、当社グループにおいて経理業務や海外子会社責任者を長年担当し、経営および財務会計について幅広い経験と高い知見を有しています。2020年より常勤監査役として、2023年からは監査等委員である取締役として、客観的・実効的な監査に貢献してきました。取締役会の監査・監督機能の強化に資するものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者の内、窪田明氏、渋村晴子氏、豊田明子氏は社外取締役候補者です。
 なお、窪田明氏、渋村晴子氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年（うち監査等委員である社外取締役在任期間は2年）、豊田明子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 窪田明氏、渋村晴子氏、豊田明子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は窪田明氏、渋村晴子氏、豊田明子氏、および横山雄治氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
 ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に關し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(ご参考) 取締役会の構成および主な専門性と経験（スキルマトリックス）

議案が原案どおり承認可決された場合、以下のとおりとなります。

当社における地位・氏名・性別	当社における担当など	企業経営	国際性・グローバル経験	研究開発・技術	製造・品質	営業・マーケティング	法務・コンプライアンス・リスク管理	財務・会計
代表取締役 会長兼CEO兼CFO 浅田 昌弘（男性）	取締役会議長／ 指名・報酬諮問委員	●	●			●	●	
代表取締役 社長兼COO 中村 充孝（男性）		●	●			●		
社外取締役 今村 昌志（男性）	独立役員／ 指名・報酬諮問委員	●	●	●	●			
社外取締役（監査等委員） 窪田 明（男性）	独立役員／社外筆頭／ 指名・報酬諮問委員長	●	●	●				
社外取締役（監査等委員） 渋谷 晴子（女性）	独立役員／ 指名・報酬諮問委員／弁護士						●	
社外取締役（監査等委員） 豊田 明子（女性）	独立役員／ 指名・報酬諮問委員		●				●	●
取締役（監査等委員） 横山 雄治（男性）	監査等委員長		●				●	●

※上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

スキル項目選定の理由

必要とされるスキル	スキル項目の選定理由
企業経営	急激に変化する不透明な事業環境の中で、長期ビジョン「2050ありたい姿」を目指して事業の持続的成長と企業価値の増大を実現するためには、経営や経営戦略についての経験や知見が必要である
国際性・グローバル経験	グローバルな開発・生産・販売体制を有する当社のさらなる事業発展には、多様な地域を理解する国際性やグローバルな事業運営・業務に関する経験や知見が必要である
研究開発・技術	当社の事業成長には顧客ニーズに応える新製品・新市場開発が必須であり、それを支える研究開発や技術に関する経験や知見が必要である
製造・品質	世界に一流品を届けることを創業の理念とし、「品質重視の文化醸成」をマテリアリティの一つとする当社にとって、モノづくりと品質は事業の根幹であり、品質およびそれを支える製造に関する経験および知見が必要である
営業・マーケティング	当社の事業成長には顧客ニーズに応える新製品・新市場開発が必須であり、多様な市場や顧客のニーズを的確に把握し、需要のある製品・サービスを提供するためには、営業やマーケティングに関する経験および知見が必要である
法務・コンプライアンス・リスク管理	グローバルな事業展開において各国法制を理解し順守することや様々な事業リスクを適切に把握し管理することは企業価値の維持・向上に必須であり、法務やリスク管理に関する経験や知見が必要である
財務・会計	当社の戦略実現のためには、適正な財務報告にとどまらず、健全な財務基盤の構築、持続的な成長のための積極的な投資推進、株主還元強化などの財務戦略策定が必須であり、財務・会計に関する確かな経験や知見が必要である

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

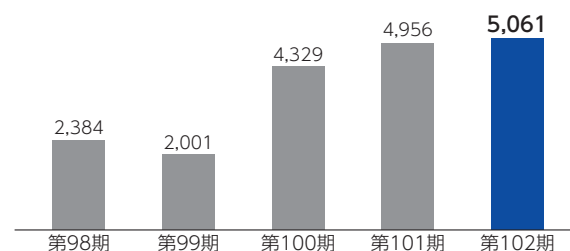
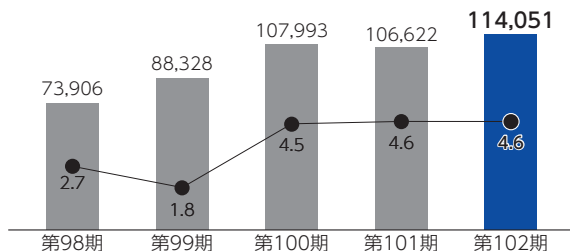
(1) 財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 (2021年3月期)	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (2025年3月期)
売上高	73,906百万円	88,328百万円	107,993百万円	106,622百万円	114,051百万円
経常利益	2,384百万円	2,001百万円	4,329百万円	4,956百万円	5,061百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△)	542百万円	△84百万円	2,047百万円	2,240百万円	2,782百万円
1株当たり当期純利益又は損失 (△)	6円61銭	△1円02銭	25円01銭	27円42銭	34円03銭
総資産	91,064百万円	104,055百万円	111,786百万円	114,843百万円	124,348百万円
純資産	48,143百万円	50,221百万円	52,918百万円	57,796百万円	64,034百万円
1株当たり純資産額	583円09銭	607円89銭	644円49銭	703円85銭	780円03銭
R O E	1.2%	△0.2%	4.0%	4.1%	4.6%

(注) 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第99期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

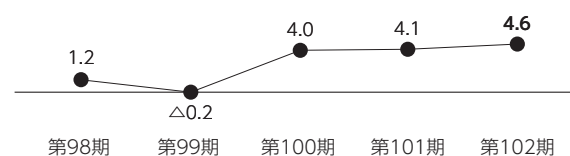
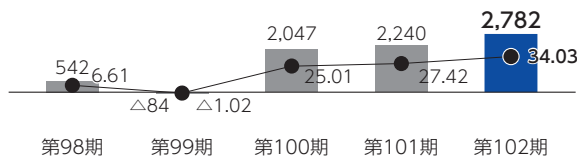
■ 売上高 (百万円)
■ 営業利益率 (%)

■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (百万円)
■ 1株当たり当期純利益又は損失 (円)

■ ROE (%)



(2) 事業の経過およびその成果

①全般的概況

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における、当社グループの事業に関わるエレクトロニクス市場は、AIの拡がりを背景に、データセンター向けの設備投資が北米を中心に世界で拡大しました。自動車関連は、電装化進展に伴う需要拡大の基調に変わりはないものの、EV市場の成長には停滞感が見られるようになりました。スマートフォンを中心とする情報通信関連は、力強さは欠くものの回復基調で推移しました。一方、産業機器関連の需要は低位で推移しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、1,140億5千1百万円（前期比7.0%増）、営業利益は51億9千5百万円（同5.2%増）、営業利益率は4.6%と増収増益となりました。経常利益は50億6千1百万円（同2.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は27億8千2百万円（同24.2%増）となりました。

売 上 高	営 業 利 益
1,140億51百万円 前期比 7.0%増 	51億95百万円 前期比 5.2%増 
経 常 利 益	親会社株主に帰属する当期純利益
50億61百万円 前期比 2.1%増 	27億82百万円 前期比 24.2%増 

②事業別概況

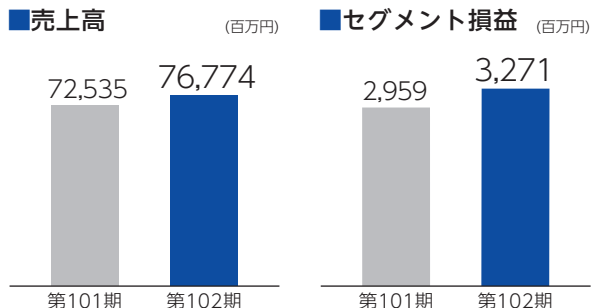
セグメントの業績は、次のとおりです。

なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益は連結消去（主に全社未来開発費）により合計が全社の営業利益と一致しません。

電子部品関連事業

売上高構成比

67%

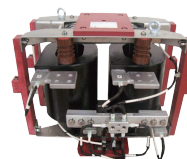


産業機械向けトランス・リアクタの需要は、国内外製造業で設備投資への慎重姿勢が継続したことから低位で推移しましたが、エアコン用リアクタは緩やかな回復基調が続きました。電動工具向けチャージャは、主要顧客の在庫調整が一巡し、売上が拡大しました。さらに、大型トランス・リアクタの需要が、AI関連市場の拡大に伴い米国のデータセンター用PDU（電源分配ユニット）・UPS（無停電電源装置）向けを中心に増加しました。

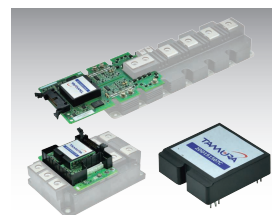
その結果、売上高は767億7千4百万円（前期比5.8%増）、セグメント利益は32億7千1百万円（同10.5%増）と、増収増益となりました。

主要品目

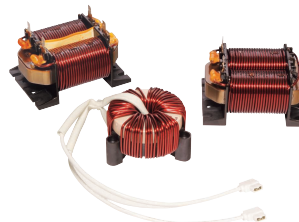
- ・トランス、リアクタ、コイル
- ・大型トランス、大型リアクタ
- ・ACアダプタ、バッテリーチャージャ、電流センサ、電源モジュール
- ・圧電セラミックス製品
- ・LED関連製品、自動販売機関連製品



大型トランス・リアクタ



ゲートドライバモジュール

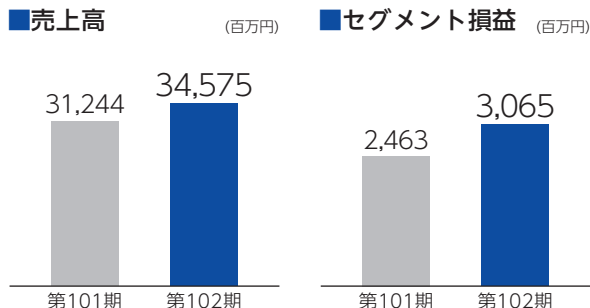


エアコン用リアクタ

電子化学実装関連事業

売上高構成比

30%



電子化学事業では、車載用ソルダーペーストおよびスマートフォン向けフレキシブル基板用ソルダーレジストが堅調に推移しました。さらに、円安が売上・利益の増加に寄与しました。一方、実装装置事業は、国内外の顧客における設備投資需要が回復せず、当連結会計年度を通して低位で推移しました。

電子化学事業のけん引により、売上高は345億7千5百万円（前期比10.7%増）、セグメント利益は30億6千5百万円（同24.4%増）と、増収増益となりました。

主要品目

- ・ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材
- ・ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材
- ・リフローはんだ付装置、ウェーブはんだ付装置



ソルダーペースト



ソルダーレジスト

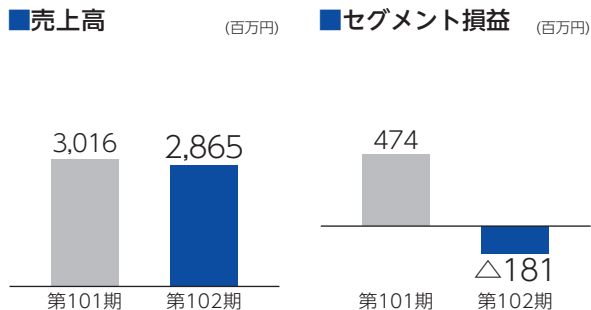


リフローはんだ付装置

情報機器関連事業

売上高構成比

3%



放送局向け音声設備の更新案件の延期に加え、放送業界全般における厳しい設備投資環境が継続し、売上高は28億6千5百万円（前期比5.0%減）、セグメント損失は1億8千1百万円（前期は4億7千4百万円のセグメント利益）となりました。

主要品目

- ・放送用音声調整卓、音声周辺機器
- ・ワイヤレスマイクロホンシステム、ワイヤレスインターカム



ワイヤレスインターカム



音声調整卓

(3) 企業集団の主要な事業セグメント

部 門 別	主 要 品 目
電 子 部 品 関 連 事 業	・トランス、リアクタ、コイル ・大型トランス、大型リアクタ ・ACアダプタ、バッテリーチャージャ、電流センサ、電源モジュール ・圧電セラミックス製品 ・LED関連製品、自動販売機関連製品
電子化学実装関連事業	・ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材 ・ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材 ・リフローはんだ付装置、ウェーブはんだ付装置
情報機器関連事業	・放送用音声調整卓、音声周辺機器 ・ワイヤレスマイクロホンシステム、ワイヤレスインターカム

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、46億2千1百万円です。

これは、設備更新および電子化学実装事業の製造棟新設を中心としたものです。当該製造棟新設は、日本国内の生産拠点移管によるもので、新棟完成は2025年10月の予定です。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度末の有利子負債合計（短期借入金・1年内返済予定の長期借入金・短期リース債務・長期借入金および長期リース債務の合計額）は5千万円増加し、339億4千9百万円となりました。

(6) 対処すべき課題

①第13次中期経営計画（2022年4月1日～2025年3月31日）の振り返り

第13次中期経営計画「Energize the Future 100」は、当社創業100周年にあたる2024年度をターゲットに、事業成長と資産効率向上を二本柱とする事業戦略と、マテリアリティを軸にしたサステナビリティ戦略の両輪で、100周年とその先の成長に向けた取り組みを進めました。

この期間は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大から日常を取り戻す3年間でしたが、地政学的リスクの高まりとともに、素材価格の高騰や円安が急激に進行しました。こうした状況に対して、市場から求められる当社ならではの製品をタイムリーに投入するとともに、適正価格設定を徹底したことにより、売上高は1,000億円を超える過去最高を記録し、収益性は改善方向で推移しました。

しかし営業利益率およびROEは目標に至らない結果に終わりました。目標とする収益性を実現するためには、更なる新製品・新市場の拡大と、低成長・低収益領域の抜本的見直しが課題であることが浮き彫りとなりました。また、資産効率改善遅れの要因のひとつとして、コロナ禍における半導体不足に端を発して肥大化した材料在庫の適正化が進んでおらず、次期中期経営計画に課題を積み残すこととなりました。

	(基準年) 2022年3月期	(中期計画) 2025年3月期	(中期実績) 2025年3月期
営業利益	16億円	60億円以上	52億円
営業利益率	1.8%	6%	4.6%
ROE	▲0.2%	8%	4.6%

サステナビリティ戦略に関連する事項としては、中国子会社において社内ルールに反した在庫の会計処理が行われていたことが顕在化しました。経営陣が先頭に立ち、全社一丸となって再発防止策を確実に遂行しておりますが、今後もガバナンス強化とコンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続していくことが課題と認識しています。

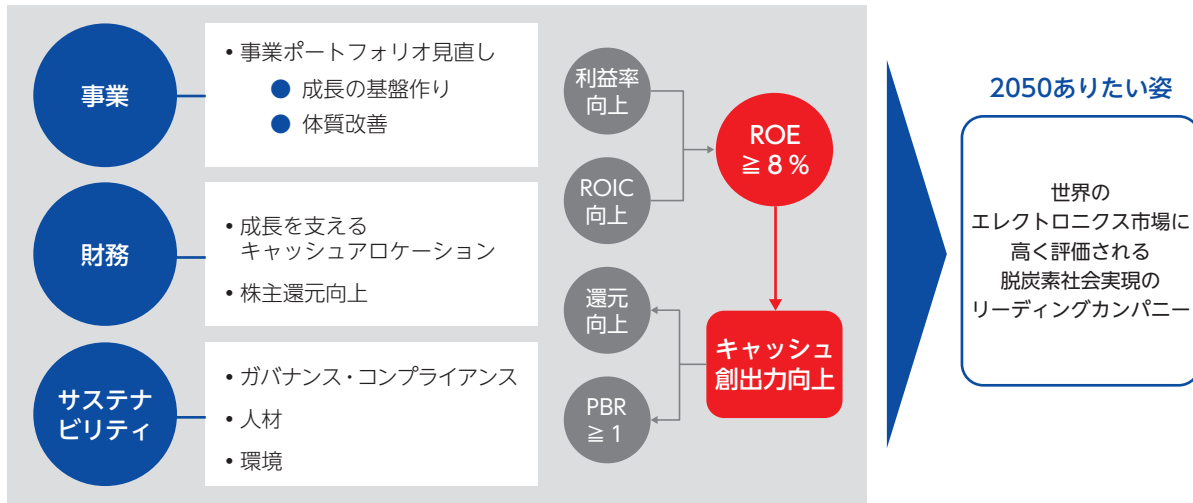
②第14次中期経営計画（2025年4月1日～2028年3月31日）

次の100年に向けて2025年度より新中期経営計画「One TAMURA for Next 100」を始動しました。前中期経営計画に引き続き、脱炭素社会実現に向けた世界的な潮流を市場機会と捉え、長期ビジョンで掲げる「世界のエレクトロニクス市場に高く評価される脱炭素社会実現のリーディングカンパニー」の具現化を目指します。

一方、第13次中期経営計画では収益性と資産効率が課題となりました。これに対して、第14次中期経営計画では、事業戦略・財務戦略・サステナビリティ戦略の一体推進で、ターゲットとする2027年度はROE8%・PBR1倍以上を目指します。

第14次中期経営計画（2025/4～2028/3）の概要

事業戦略・サステナビリティ戦略とそれを支える財務戦略の一体推進で、ROE向上施策を推進しPBR1倍超を目指す

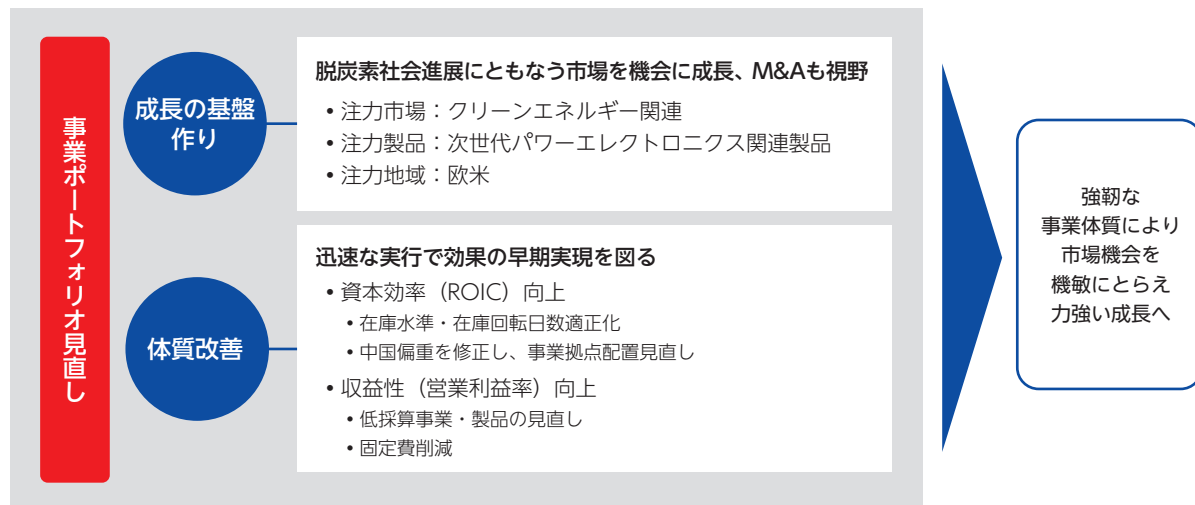


	(基準年) 2025年3月期	(中期計画) 2028年3月期
ROE	4.6%	8%以上
営業利益率	4.6%	7%以上
ROIC	4.8%	6%以上
PBR	0.6倍	1倍以上

まず事業戦略では、初年度と第2年度で「成長の基盤作り」と「体質改善」に集中的に取り組めます。「成長の基盤作り」では、注力市場をグリーンエネルギー関連、注力製品を次世代パワーエレクトロニクス関連製品、注力地域を欧米と決めました。足元では米国データセンター向けの大型トランス・リアクタの旺盛な需要が期待されています。「体質改善」では、前中期経営計画の積み残しの課題である在庫の早期適正化、地政学的リスクへの対応を踏まえた国内外の生産販売拠点の最適配置、そして成長性と採算性を意識した事業および製品の集中と選択を進めます。これらによる事業ポートフォリオ再編で、収益性（営業利益率）と資本効率（ROIC）の向上を図ります。具体的には、2025年度は連結子会社である株式会社光波のネットワークソリューション事業の外部への譲渡、はんだ粉末生産工程の入間事業所から狭山事業所への移管などを予定しています。

第14次中期経営計画 事業戦略

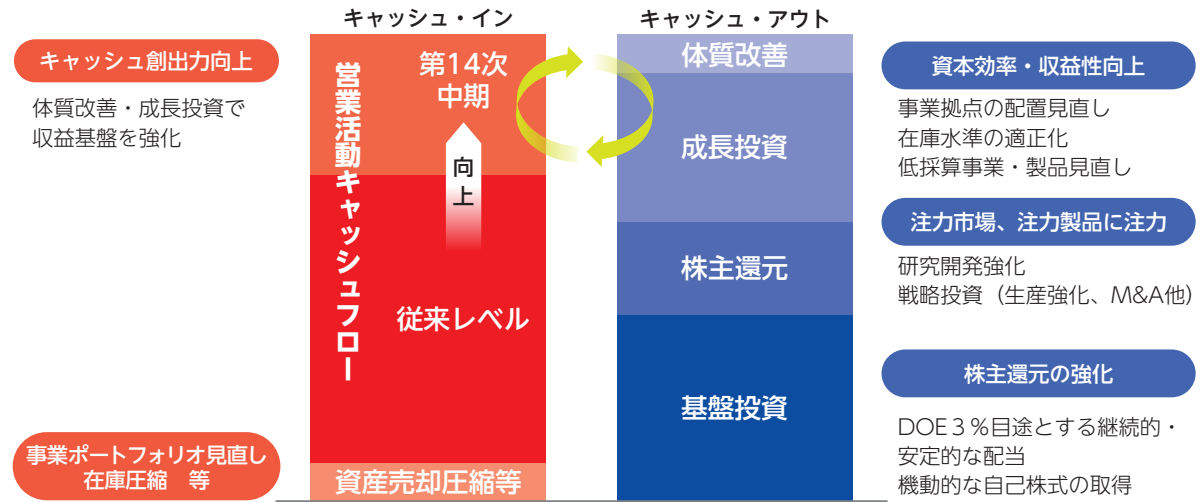
体質改善の早期実行と成長の基盤づくりで、2050ありたい姿に向けた事業へポートフォリオの見直しを実行



次に、財務戦略では、収益性と資本効率の向上によりキャッシュ創出力を高め、キャッシュアロケーションとして、「成長の基盤作り」と「体質改善」への再投資を行います。さらに、株式市場からPBR1倍以上に評価される企業になることを目指して、株主還元を強化します。第14次中期経営計画の開始にあたり、剰余金の配当等の基本方針を「安定的な配当を基本としつつ、体質改善後は株主資本配当率（DOE）3%を目途にした株主還元を目指す」と見直しました。また、経営環境や財務状況を考慮し、株主還元の一部については機動的な自己株式取得を行うことも検討していきます。

キャッシュアロケーション

体質改善でキャッシュ創出力を向上。さらに、注力領域への投資や株主還元の強化により企業価値を向上



最後に、サステナビリティ戦略に関しては、第14次中期経営計画の事業戦略と一体で見直しを行いました。特に、前中期経営計画期間の反省を踏まえて、コンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンス・リスクマネジメントの強化に取り組みます。また、本年6月26日開催予定の株主総会で社外取締役が過半数となる取締役会構成とすることを予定しており、取締役会の監督機能強化を図ります。

サステナビリティ戦略

経営戦略と一体で、マテリアリティを軸に推進

マテリアリティ

大分類	中分類	KPI	2028年3月期目標
成長戦略の推進	脱炭素社会実現への貢献	GHG (Scope 1 & 2) 削減率	25%以上削減
		再生可能エネルギー調達比率	35%以上
		注力市場売上比率	36%
経営基盤の強化	働きがいの追求	グローバルエンゲージメントスコア	毎年3pt改善
	コーポレートガバナンスの強化	取締役会実効性評価の継続的实施	実効性の改善
		グループ管理職対象コンプライアンス研修受講率	100%
	全社的リスクマネジメントの強化	リスク管理委員会による安定したPDCA	実効性の改善
		情報開示	リスク開示の充実
	品質重視の文化醸成	顧客満足度	前年比改善

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社光波	480百万円	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
TAMURA CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	22,547千US\$	100.0%	アセアン地域統括、電子化学材料・実装装置の販売
TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	283,815千THB	100.0%	電子部品・実装装置の販売、電子化学材料の製造販売
田村香港有限公司	68,563千US\$	100.0%	中国地域統括、電子部品・電子化学材料の販売
田村（中国）企業管理有限公司	31,228千RMB	100.0%	電 子 部 品 の 販 売
田村電子（深圳）有限公司	136,693千RMB	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
田村汽車電子（佛山）有限公司	153,892千RMB	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
田村化研（東莞）有限公司	122,351千RMB	100.0%	電子化学材料の製造販売
TAMURA CORPORATION OF AMERICA	8,345千US\$	100.0%	電 子 部 品 の 販 売
TAMURA EUROPE LIMITED	15,368千EUR	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売

(注) 1. 上記10社は、会社の資本金、売上高などの基準により選定しています。

2. TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.、田村（中国）企業管理有限公司、田村電子（深圳）有限公司、田村汽車電子（佛山）有限公司および田村化研（東莞）有限公司の出資比率につきましては、間接所有割合です。

重要な関連会社の状況

特筆すべき事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団の主要拠点等

株式会社タムラ製作所	本 社	東京都練馬区
	事 業 所	坂戸、入間、狭山
	営 業 所	名古屋、大阪
	工 場	児玉
株式会社光波 (子会社)	本 社	東京都練馬区
	営 業 所	名古屋、大阪
TAMURA CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD. (子会社)	本 社	シンガポール
TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD. (子会社)	本 社・工 場	タイ
田村香港有限公司 (子会社)	本 社	香港
田村（中国）企業管理有限公司 (子会社)	本 社	中国
田村電子（深圳）有限公司 (子会社)	本 社・工 場	中国
田村汽車電子（佛山）有限公司 (子会社)	本 社・工 場	中国
田村化研（東莞）有限公司 (子会社)	本 社・工 場	中国
TAMURA CORPORATION OF AMERICA (子会社)	本 社	アメリカ
	子 会 社 工 場	メキシコ
TAMURA EUROPE LIMITED (子会社)	本 社	イギリス
	工 場	チェコ

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）
日 本	1,170	△10
ア ジ ア	2,547	△125
ヨ ー ロ ッ パ	274	14
南 北 ア メ リ カ	327	29
合 計	4,318	△92

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,105
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,780
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,955
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,990
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,630

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

252,000,000株

(注) 「当会社の発行可能株式総数は252,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

(2) 発行済株式の総数

82,299,673株

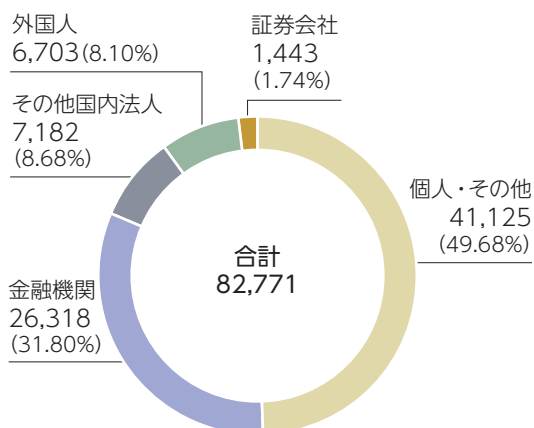
(自己株式数471,800株を除く。)

(3) 株主数

26,585名

(ご参考)

■ 所有者別株式分布状況 (単位：千株)



(注) 自己株式471,800株(0.57%)は個人・その他に含まれております。

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,385	13.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,263	5.18
タムラ協力企業持株会	3,416	4.15
株式会社三井住友銀行	3,200	3.88
株式会社みずほ銀行	1,999	2.42
タムラ製作所従業員持株会	1,226	1.49
タムラ開発有限会社	1,161	1.41
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,075	1.30
住友生命保険相互会社	1,018	1.23
日本生命保険相互会社	1,000	1.21

（注） 持株比率は、自己株式471,800株を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

（株式報酬制度）

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および委任型執行役員ならびに当社および一部のグループ会社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた株式報酬制度を導入しています。

なお、上記株式報酬制度のために設定した信託が当期末時点で所有する当該株式数は合計496,900株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	保有者数	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類と数	新株予約権 の発行価額	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の 行使期間
第2回新株予約権 (2005年6月29日)	2名	3個	普通株式 3,000株	無償	1円	取締役および執行役員の退 任日の翌日から5年間
第3回新株予約権 (2006年6月29日)	2名	4個	普通株式 4,000株	無償	1円	自 2006年 7 月 1 日 至 2036年 6 月30日
第4回新株予約権 (2007年6月28日)	2名	4個	普通株式 4,000株	無償	1円	自 2007年 7 月 1 日 至 2037年 6 月30日
第5回新株予約権 (2008年6月27日)	2名	6個	普通株式 6,000株	無償	1円	自 2008年 7 月 1 日 至 2038年 6 月30日
第6回新株予約権 (2009年6月26日)	2名	13個	普通株式 13,000株	無償	1円	自 2009年 7 月 1 日 至 2039年 6 月30日
第7回新株予約権 (2010年6月29日)	3名	12個	普通株式 12,000株	無償	1円	自 2010年 7 月 1 日 至 2040年 6 月30日
第8回新株予約権 (2011年6月29日)	3名	15個	普通株式 15,000株	無償	1円	自 2011年 7 月 1 日 至 2041年 6 月30日
第9回新株予約権 (2012年6月28日)	3名	16個	普通株式 16,000株	無償	1円	自 2012年 7 月 1 日 至 2042年 6 月30日
第10回新株予約権 (2013年6月27日)	3名	20個	普通株式 20,000株	無償	1円	自 2013年 7 月 1 日 至 2043年 6 月30日
第11回新株予約権 (2014年6月26日)	3名	13個	普通株式 13,000株	無償	1円	自 2014年 7 月 1 日 至 2044年 6 月30日
第12回新株予約権 (2015年6月26日)	3名	11個	普通株式 11,000株	無償	1円	自 2015年 7 月 1 日 至 2045年 6 月30日
第13回新株予約権 (2016年6月28日)	3名	13個	普通株式 13,000株	無償	1円	自 2016年 7 月 1 日 至 2046年 6 月30日
第14回新株予約権 (2017年6月28日)	3名	11個	普通株式 11,000株	無償	1円	自 2017年 7 月 1 日 至 2047年 6 月30日
第15回新株予約権 (2018年6月27日)	3名	113個	普通株式 11,300株	無償	1円	自 2018年 7 月 1 日 至 2048年 6 月30日
第16回新株予約権 (2019年6月26日)	3名	123個	普通株式 12,300株	無償	1円	自 2019年 7 月 1 日 至 2049年 6 月30日
第17回新株予約権 (2020年6月25日)	3名	123個	普通株式 12,300株	無償	1円	自 2020年 7 月 1 日 至 2050年 6 月30日
第18回新株予約権 (2021年6月25日)	3名	123個	普通株式 12,300株	無償	1円	自 2021年 7 月 1 日 至 2051年 6 月30日

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
浅 田 昌 弘	代表取締役 社長兼CEO兼CFO	
橋 口 裕 作	取締役 EVP 電子部品事業担当 株式会社光波代表取締役会長 特命事項担当	株式会社ノベルクリスタルテクノロジー 非常勤取締役
齋 藤 彰 一	取締役 EVP兼CTO 電子化学実装事業担当 開発戦略担当 開発戦略推進室長 安全保障貿易管理担当	
中 村 充 孝	取締役 EVP兼CSO 経営戦略担当 マーケティング推進室長	
田 村 陽 平	取締役 VP 経営戦略本部長	
窪 田 明	取締役 (監査等委員) 筆頭 社外 独立役員	スズデン株式会社非常勤顧問
渋 村 晴 子	取締役 (監査等委員) 社外 独立役員	本間合同法律事務所パートナー弁護士 ニチレキグループ株式会社社外取締役 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
今 村 昌 志	取締役 (常勤監査等委員) 社外 独立役員	
豊 田 明 子	取締役 (監査等委員) 社外 独立役員	PwCアドバイザリー合同会社シニアアドバイザー ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ジェイエシーリクルートメント 社外取締役
横 山 雄 治	取締役 (常勤監査等委員)	

- (注) 1. 2025年3月31日をもって浅田昌弘氏は代表取締役社長を退任し、2025年4月1日より代表取締役会長兼CEO兼CFOに就任しています。
2. 2025年3月31日をもって橋口裕作氏は電子部品事業担当を退任しています。
3. 2025年3月31日をもって齋藤彰一氏は電子化学実装事業担当を退任しています。
4. 2025年3月31日をもって中村充孝氏は取締役 EVP兼CSO、経営戦略担当、マーケティング推進室長を退任し、2025年4月1日より代表取締役社長兼COOに就任しています。
5. 2025年3月31日をもって田村陽平氏は経営戦略本部長を退任し、2025年4月1日より情報機器事業部長に就任しています。
6. 取締役のうち窪田明、渋谷晴子、今村昌志、豊田明子の4氏は社外取締役です。
各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
7. 取締役（監査等委員）豊田明子氏は、金融機関による長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 取締役（監査等委員）横山雄治氏は、当社内の経理関連部門で長年の経理経験を有し財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、今村昌志氏、横山雄治氏を常勤の監査等委員として選定しています。
10. 当社は執行役員制度を導入しています。上記以外の執行役員の地位および担当は以下のとおりです。

氏 名	地位および担当
中 津 良	SVP 電子部品事業本部長兼技術本部長兼欧米統括
曾 我 義 治	SVP 電子化学実装事業本部長
場 本 潤	SVP兼CHRO 人事総務本部長
西 江 佐千由	SVP兼CLO コーポレートガバナンス推進本部長

- (注) 1. 2025年3月31日をもって中津良氏はSVP、技術本部長を退任し、2025年4月1日よりEVP 電子部品事業本部長兼マグネティック事業部長兼欧米統括に就任しています。
2. 2025年3月31日をもって曾我義治氏はSVPを退任し、2025年4月1日よりEVP 電子化学実装事業本部長に就任しています。
3. 2025年4月1日より小久保匡史氏がSVP兼CSO、経営管理本部長に就任しています。

(参考)

※CEO（最高経営責任者）、CFO（最高財務責任者）、COO（最高執行責任者）、CTO（最高技術責任者）、CSO（最高戦略責任者）、CHRO（最高人事責任者）、CLO（最高法務責任者）
※EVP：エグゼクティブバイスプレジデント、SVP：シニアバイスプレジデント

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当社の間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本①において同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役報酬規程に定めており、当該方針の決定方法は、公正・透明性の確保のため、社外取締役が過半数を占め、かつ、筆頭社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会にて検討・答申し、取締役会の決議により決定しています。

当社は、2023年6月28日開催の第100期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いただいています。本制度の導入により、取締役の報酬は、「月額報酬」「業績連動報酬」および本制度による「株式報酬」により構成されています。

取締役の月額報酬は取締役報酬規程に定め、取締役の種類別の報酬割合は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けた健全なインセンティブの付与に資するように決定する方針としています。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、KPIを100％達成の場合、取締役は月額報酬64％・業績連動報酬26％・株式報酬10％となり、社外取締役は月額報酬100％となります。

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年6月28日開催の第100期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本段落において同じ）の報酬等の額は、年額200百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつき決議いただいています。当該決議時の取締役の員数は5名です。

当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とした下記④非金銭報酬に関する事項に記載の株式報酬制度に基づく報酬枠について決議いただいています。同決議において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が信託に拠出する金銭の上限および対象者に付与されるポイント総数の上限を、固定ポイント期間（当初の固定ポイント期間は2022年開催の定時株主総会日の翌日から2025年開催の定時株主総会日まで）において30百万円、1事業年度あたり25,000ポイント、業績連動ポイント期間（当初の業績連動ポイント期間は2023年3月末日に終了した事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで）において102百万円、3事業年度あたり258,000ポイントとしており、本制度の対象者は原則としてその取締役（監査等委員である取締役を含む）の退任時において付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付を受けます。なお、当該決議時における本制度対象の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。

同定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額98百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつき決議いただいています。当該決議時の監査等委員である取締役の員数は5名です。

③業績連動報酬に関する事項

業績連動型報酬制度は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の賞与を、当該年度の業績に応じ、取締役評価規程および取締役報酬規程に定めた手順により算出しています。評価指標は、売上高・親会社株主に帰属する当期純利益・ROE等を選択しています。収益性向上と株主価値向上の評価視点という観点から本評価指標を選定しています。業績連動型報酬の算出式は、「月額報酬×基準月数×役位別支給比率」です。

当事業年度を含む売上高・親会社株主に帰属する当期純利益・ROE等の推移は「1.企業集団の現況に関する事項」の「(1) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

④非金銭報酬に関する事項

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く、以下特に断りがない限り本④において同じ）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しています。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が当該取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき付与するポイントは、役位等に応じて付与する固定ポイント、役位および業績目標の達成度等に応じて付与する業績連動ポイントの2種類です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含む）の退任時です。

⑤取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		月額報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158 (-)	96 (-)	56 (-)	5 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	57 (39)	57 (39)	- (-)	- (-)	5 (4)

(注) 非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度の当事業年度の費用計上額です。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役（監査等委員）

氏 名	窪 田 明	渋 村 晴 子	今 村 昌 志	豊 田 明 子
他の法人等の業務執行者の兼任状況	該当なし	本間合同法律事務所パートナー弁護士	該当なし	PwC アドバイザリー合同会社シニアアドバイザー
他の法人等の社外役員等の兼任状況	スズデン株式会社非常勤顧問	ニチレキグループ株式会社社外取締役 株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役（監査等委員）	該当なし	ENEOS ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1. 窪田明氏はスズデン株式会社非常勤顧問を兼任していますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 渋村晴子氏は本間合同法律事務所パートナー弁護士、ニチレキグループ株式会社社外取締役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役（監査等委員）を兼任していますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。
3. 豊田明子氏はPwCアドバイザリー合同会社シニアアドバイザー、ENEOSホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役を兼任していますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

各社外取締役の主な活動状況および果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

1. 窪田明氏は、行政機関や大手グローバル企業の経営における経験と高い見識を有しています。
2018年から当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務め、2023年以降は監査等委員である取締役、筆頭独立社外取締役、および指名・報酬諮問委員長を務めています。取締役会および監査等委員会においては、グローバル事業戦略立案、リスク管理、品質改善、技術開発等の事項について、積極的な発言・提言を行っています。また、指名・報酬諮問委員長として取締役・執行役員の選定や報酬の決定に主導的役割を果たしました。さらに、筆頭独立社外取締役として、業務執行取締役との連携強化を図るとともに、独立した立場から取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化に尽力しています。これらの活動により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値創出の実現に貢献しています。窪田明氏は、当事業年度開催の取締役会15回、監査等委員会13回、および指名・報酬諮問委員会13回すべてに出席しました。
2. 渋村晴子氏は、弁護士としての高度な専門知識と社外役員としての幅広い経験を有しています。
2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務め、2023年以降は監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務めています。独立社外取締役として通報窓口も担当するとともに、取締役会および監査等委員会においては、リスク管理、コンプライアンス、ダイバーシティなど、コーポレートガバナンスの根幹に関する事項を中心に積極的な発言・提言を行い、取締役会のモニタリングボードへの転換および監督と執行の分離を推進しました。指名・報酬諮問委員会においては、法律の専門家としての立場から取締役・執行役員の選定や報酬の決定に貢献しました。これらの活動を通して、当社の迅速な経営と健全で持続的な成長の実現に資する有益な貢献をしています。渋村晴子氏は、当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会13回、および指名・報酬諮問委員会13回に出席しました。
3. 今村昌志氏は、日本を代表する大手グローバル電機メーカーや外食産業において要職を歴任し、製造、物流、調達、品質など幅広い事業経験と企業経営に関する知見を有しています。
2023年より当社の監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務め、取締役会および監査等委員会において、経営戦略立案、技術開発、モノづくり、品質、成長施策など、事業展開や経営管理プロセスを含む広範な事項に関して積極的な発言・提言を行っています。指名・報酬諮問委員会においては企業経営経験を活かして、取締役・執行役員の選定や報酬の決定に貢献しました。常勤監査等委員として執行役員会等の重要会議に陪席し、当社事業や人員に理解を深めることで、当社グループの成長や体質強化を目指した戦略立案およびその実行を通じた企業文化の変革や中長期的な企業価値創出の実現に資する重要な貢献をしています。今村昌志氏は、当事業年度開催の取締役会15回、監査等委員会13回、および指名・報酬諮問委員会13回すべてに出席しました。
4. 豊田明子氏は、長年にわたりクロスボーダーおよび国内M&Aのフィナンシャルアドバイザー業務に従事し、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計、税務および法務に関する幅広い知見を有しています。
2023年より当社の監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務め、取締役会および監査等委員会において、幅広い知見を活かし、当社の経営計画、投資計画や事業成長施策について、財務的な検討、判断基準やプロセスの改善に関する積極的な発言・提言を行っています。特にグローバルな成長施策を支えるM&Aの検討や事業展開に貴重な助言・支援をしています。指名・報酬諮問委員会においては戦略やリスク管理の観点から取締役・執行役員の選定や報酬の決定に貢献しています。これらの活動を通して、当社グループの中長期的な企業価値創出に資する有益な貢献をしています。豊田明子氏は、当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会13回、および指名・報酬諮問委員会13回に出席しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	120
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の子会社であるTAMURA EUROPE LIMITED等は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会へ提出します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としています。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社及びグループ会社（以下、「タムラグループ」という。）の内部統制システムは、経営の安定化及び効率化、適正な説明責任の実行、並びに法規制と内部規程の遵守を目的としています。適切な経営管理実現のため、リスクマネジメント、コンプライアンス及び内部監査プロセスを含め、以下の体制を構築しています。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①情報管理規程に基づき、タムラグループ各社の取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理しています。保存媒体に応じて秘密保持に万全を期し、適時に閲覧等のアクセスが可能な検索性の高いシステムを確立しています。
- ②グループ会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、タムラグループ各社は、子会社管理規程に準拠し、報告体制を確立しています。

(2) タムラグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

タムラグループにおける損失等の危険の管理のために、リスク管理・危機管理規程を制定しています。また、損失等の危険を及ぼす諸事情を速やかに経営陣に伝達する体制としてアラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールを制定し、グループ内に周知徹底しています。

重大な危機が発生したときは当社の代表取締役社長が対策本部長として直接指揮を執るなど、経営陣が適切な対応を行うことで、グループに対する損失等の危険を最小限にとどめる体制を構築しています。

(3) タムラグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は原則月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しています。取締役会は、職務執行の効率性を確保すべく、法令、定款、及び社内規程に基づき、タムラグループに関する重要事項について決定し、または報告を受けています。また、取締役会は個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しています。
- ②当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制を構築しています。（注：当社において、執行役員の役職は、会長、社長、エグゼクティブバイスプレジデント（EVP）及びシニアバイスプレジデント（SVP）と称します。）執行役員会は、取締役会から移譲された権限の範囲で、タムラグループの重要な業務の執行につき、報告を受け、重要な事項を決定し、または取締役会に付議することを決定しています。
- ③総合監査本部は、内部監査規程に基づき、また、監査等委員会との連携の下、タムラグループ各社に対して監査を実施し、代表取締役及び取締役会・執行役員会に、その結果及び改善すべき事項を報告しています。
- ④グループ会社においては、定期的に取締役会を開催し、当該グループ会社の経営の基本方針を決定するとともに、当該グループ会社の取締役の職務執行を監督しています。また、当該グループ会社の傘下に別のグループ会社が存在する場合、傘下のグループ会社の重要決定事項の承認を行っています。

(4) タムラグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①タムラグループでは、企業理念「ミッション・ビジョン・ガイドライン」に則り、倫理法令遵守規程を制定し、タムラグループで働くすべての人員が、法令、社会規範、並びにタムラグループ各社の定款及び規程類を遵守する体制を整備しています。

更に、タムラグループにおいては、違法行為等又はその恐れのある行為に関する通報又は相談先として内部通報窓口を設置し、適切な業務執行を確保する体制の維持及び強化を図っています。内部通報窓口としては、業務執行部門の人員が対応する社内窓口に加えて、業務執行から独立した監査等委員である取締役が対応する独立窓口を設置し、通報者が自由に選択できるシステムとしています。

②総合監査本部は、内部監査規程に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、及び特命監査を行い、内部統制基本規程に基づき、内部統制評価を行っています。

③取締役及び使用人は、倫理法令遵守規程に定めた遵守事項違反等に関する重要な事実を発見した場合には、アラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールに則り、遅滞なく取締役会及び監査等委員会に報告します。

④監査等委員会は、タムラグループのコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、担当執行役員及び担当部門に改善策の策定を求めることができます。

(5) タムラグループにおける業務の適正を確保するための体制

①タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する企業理念として「ミッション・ビジョン・ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容をタムラグループ行動規範として具体的に示し、タムラグループ内に周知しています。

②タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの企業理念「ミッション・ビジョン・ガイドライン」を取引先にも理解いただくことが不可欠と考え、同内容をタムラグループ責任ある企業行動ガイドラインとして具体的に示しています。

③グループ各社の業務に関する重要な情報については、子会社管理規程に基づき、適宜当社の執行役員会及び取締役会に報告又は決議のために上程されます。

④当社の取締役・執行役員が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保します。また、倫理法令遵守規程に定めた遵守事項違反等に関する重要な事実を発見した場合には、アラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールに則り、遅滞なく当社の取締役会及び監査等委員会に報告します。

⑤グループ各社は、当社の経営管理にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちにアラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールに基づき、当社の執行役員会、取締役会及び監査等委員会に報告します。

⑥当社の総合監査本部は、監査等委員会と協力して、定期的にタムラグループ各社の監査を実施しています。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会補助者を任命するものとします。監査等委員会補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査等委員会補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決定するものとし、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が独自に行うこととします。
- ②監査等委員会補助者に対する指示は監査等委員会が行います。

(7) タムラグループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①タムラグループはリスク管理・危機管理規程に基づき、グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告する体制を整備しています。
- ②監査等委員会への報告者及び内部通報者に対しては、不利益な取り扱いをしないことを周知徹底しています。
- ③監査等委員には企業の財務、法務等に関する見識が豊富な人材を登用し、監査等委員会監査の充実を図ると共に、総合監査本部との連携により適切で効果的な監査業務を遂行しています。
- ④監査等委員会の職務の遂行上発生する費用は、每期予算計上すると共に、予算計上の有無を問わず会社が負担しています。

(8) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底しています。

そのために必要となる開示に係る内部統制基本規程等の社内規程の整備及び運用、情報の伝達、モニタリング、ITシステムの整備等を行っています。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

タムラグループ各社の取締役及び使用人は、取引関係を含め、反社会的勢力とは一切関係しないこととしています。

タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求に対して、毅然とした対応をとるべく、グループ全体で周知徹底を図っています。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組みの運用状況

タムラグループは、倫理法令遵守規程やコンプライアンスに関する社内規程を整備しています。本年度のコンプライアンスに関する主な取組みは以下のとおりです。

- ・潜在するコンプライアンスリスクの把握とその排除
- ・タムラグループの上級管理職以上に対し、タムラグループ行動規範に関するE-ラーニングを実施
- ・メールマガジン方式でコンプライアンスに関する情報を配信
- ・コンプライアンス意識の高揚と組織風土醸成の推進を目的とし、不正競争防止、下請法、情報管理、安全保障貿易管理などリスクの高い分野への研修を実施
- ・安全保障貿易管理の強化

また、当社は、2024年9月13日に公表した「外部調査チームの設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の中国連結子会社2社において購入部品在庫の会計処理が社内ルールに照らし適切に行われていなかった疑義が判明したことに対し、社外の専門家で構成する外部調査チームを設置し、調査を行いました。この外部調査チームによる調査結果及び再発防止策の提言を受け、当社は、2024年12月24日に公表した「再発防止策の策定および役員報酬の一部自主返上等に関するお知らせ」に記載のとおり、その再発防止策を策定し、公表しました。再発防止策の概要は以下のとおりです。

- ・コンプライアンス及び適切な会計処理の必要性の周知徹底
- ・子会社管理態勢の強化
- ・中国連結子会社2社への内部統制強化
- ・内部通報制度の拡充と浸透
- ・内部監査機能の強化
- ・エイジングルール(*)の見直し

(*)棚卸資産について、その滞留期間に応じてあらかじめ拠点や品目ごとに定められた引当率を基に棚卸資産評価損を計上するという、当社グループの社内ルール

(2) リスク管理に関する取組みの運用状況

タムラグループは、リスク管理・危機管理規程や内部通報規程、情報管理規程等の社内規程を整備するとともに、グループリスクマネジメント（ERM）体制を構築しリスクマネジメント施策を推進・監督しています。

本年度のリスクマネジメントに関する主な取組みは以下のとおりです。

- ・リスク管理委員会において、グループにおける潜在リスクの抽出、リスクアセスメント、グループで取り組むべき重要リスクの確定を実施
- ・緊急事案発生を想定した当社及び国内子会社の防災訓練の実施
- ・情報管理、労働安全、ハラスメント防止等の正しい理解をテーマとした研修の実施
- ・内部通報社内周知のためのポスター掲示

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの運用状況

タムラグループ全体で共有する経営目標として中期経営計画を策定し、執行役員会で進捗確認と推進を

図っています。

当社は、タムラグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、職務権限規程等で、取締役会で決議・報告する事項と、執行役員へ委任する事項を定めています。

執行役員会が、取締役会から移譲された権限の範囲で、タムラグループの重要な業務の執行につき、報告を受け、重要な事項を決定し、または取締役会に付議することを決定しています。

(4) タムラグループにおける業務の適正を確保するための取組みの運用状況

当社は、タムラグループ全体の業務執行が適正に行われるよう、内部統制基本規程、職務権限規程、子会社管理規程等により各事業部門や各子会社における内部統制の整備・運用、責任と権限、管理の方法を定めています。また、業務活動の適正性を担保するため、内部監査部門として総合監査本部を設置し、年間監査計画に基づきタムラグループ各社の業務執行の適正性、合法性、合理性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っています。

本年度の業務の適正を確保するための主な取組みは以下のとおりです。

- ・子会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の確認
- ・総合監査本部による各事業部門及び子会社の内部監査・内部統制評価の実施
- ・内部監査結果・内部統制評価結果の取締役会、代表取締役及び執行役員会への報告

(5) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組みの運用状況

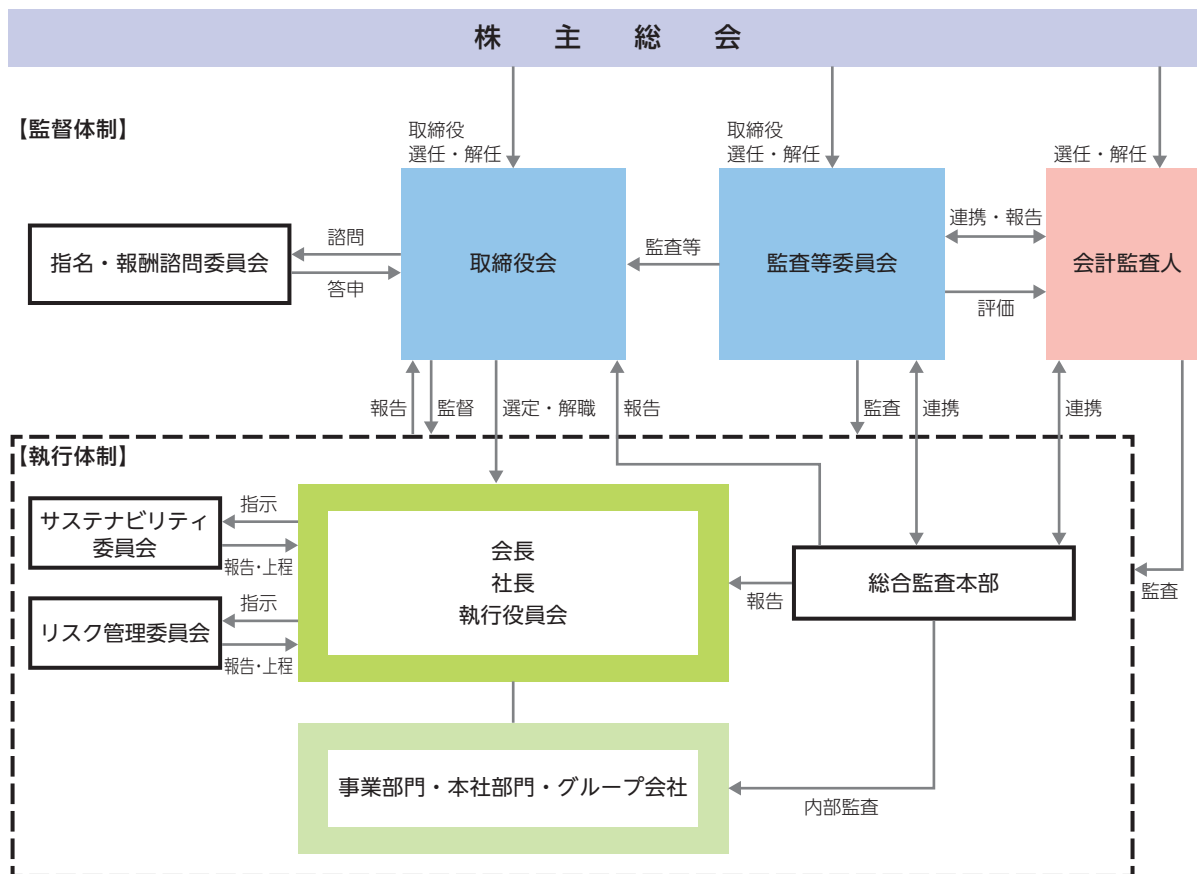
当社は、監査等委員会制度の実効性が維持向上されるよう監査等委員会規程、監査等委員会監査基準等を整備し、維持しています。

本年度の監査等委員会の主な取組みは以下のとおりです。

- ・執行役員会等重要な会議へのオブザーバーとしての出席
- ・事業部門・国内の子会社への往査並びに海外子会社の往査及びリモート監査
- ・業務執行取締役及び執行役員へのヒアリングや意見交換
- ・会計監査人の独立性、職務執行体制、品質管理体制等について会計監査人との意見交換
- ・会計監査上の主要な検討事項について、会計監査人と協議及びその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を要求
- ・総合監査本部との密な連携による監査の実効性と効率性の向上
- ・内部通報制度の運用、通報情報について担当部門から監査等委員会への報告受領

(ご参考) コーポレートガバナンス 企業統治体制

【コーポレート・ガバナンス体制】



8. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の内容の概要

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えていますが、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて当社が確保し向上させてきた当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものや、株主に当社株式の売却を強要するおそれのあるものなどもあり、当社は、このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

そこで、このような不適切な買付行為が行われる場合には、当社株主がこれに応じるか否かを適切に判断するために必要な時間と情報の確保に努めることが当社取締役会の責務であると考え、当社の取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、当社株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、当社株主が適切に判断するために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるものとしします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み（以下、「本取組み」といいます。）の概要

当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることなく、優秀な製品を通して社会に貢献することです。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現を目指す」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される企業理念を制定しています。

当社は、この企業理念に基づき、中期経営計画を策定し、また、コーポレートガバナンスの充実・強化を図る等、企業価値の向上に向けた取組みを進めています。

(3) 本取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

本取組みは、基本方針の実現に資するべく、当社の企業価値及び株主共同の利益の中長期的な確保・向上に向けた取組みです。

このため、当社取締役会は、本取組みは、基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、年間配当が前期の水準を下回らないよう配当水準の安定と向上に努めてきました。2025年度に開始する第14次中期経営計画においては、体質改善を含む事業収益率の向上施策と資本コストを意識した経営によりキャッシュ創出力を高め、創出したキャッシュを事業成長のために振り向けます。一方、財務健全性を確保したうえで、株主還元を向上することも掲げています。具体的には、安定的な配当を基本としつつ、体質改善後は株主資本配当率（DOE）3%を目途にした株主還元を目指します。ただし、経営環境や財務状況を考慮し株主還元の一部については機動的な自己株式取得を行うことも検討します。

（注） 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第102期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第101期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	78,607	71,809
現金及び預金	20,295	17,481
受取手形	1,157	1,503
売掛金	28,248	25,317
契約資産	—	2
電子記録債権	731	699
商品及び製品	8,997	8,026
仕掛品	3,129	2,524
原材料及び貯蔵品	12,269	13,286
その他	3,839	2,989
貸倒引当金	△61	△22
固定資産	45,740	43,033
有形固定資産	31,039	29,851
建物及び構築物	11,821	11,848
機械装置及び運搬具	5,193	5,769
工具、器具及び備品	2,103	1,754
土地	5,346	5,395
リース資産	5,234	4,281
建設仮勘定	1,340	802
無形固定資産	1,110	1,106
のれん	160	203
リース資産	231	161
その他	718	740
投資その他の資産	13,590	12,075
投資有価証券	6,922	7,091
退職給付に係る資産	4,832	3,914
繰延税金資産	839	515
その他	1,071	639
貸倒引当金	△76	△85
資産合計	124,348	114,843

科 目	第102期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第101期 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	44,037	37,278
支払手形及び買掛金	11,854	8,600
電子記録債務	3,015	3,841
短期借入金	16,919	16,152
1年内返済予定の長期借入金	4,549	2,324
リース債務	1,057	816
未払法人税等	806	566
契約負債	179	201
賞与引当金	1,424	1,234
役員賞与引当金	64	38
事業整理損失引当金	470	—
その他	3,697	3,501
固定負債	16,276	19,768
長期借入金	7,184	11,237
リース債務	4,238	3,368
繰延税金負債	1,984	2,022
退職給付に係る負債	2,167	2,496
株式給付引当金	54	21
役員株式給付引当金	16	6
長期未払法人税等	15	—
その他	614	615
負債合計	60,314	57,046
純資産の部		
株主資本	51,618	49,064
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,028	17,032
利益剰余金	23,283	20,745
自己株式	△523	△543
その他の包括利益累計額	12,190	8,475
その他有価証券評価差額金	1,133	1,191
為替換算調整勘定	8,782	6,020
退職給付に係る調整累計額	2,275	1,263
新株予約権	127	141
非支配株主持分	97	114
純資産合計	64,034	57,796
負債純資産合計	124,348	114,843

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第102期	(参考)
	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第101期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	114,051	106,622
売上原価	83,738	77,866
売上総利益	30,313	28,756
販売費及び一般管理費	25,117	23,816
営業利益	5,195	4,940
営業外収益	1,097	1,094
受取利息	127	96
受取配当金	98	241
持分法による投資利益	508	250
為替差益	—	33
補助金収入	1	121
受取補償金	114	92
その他	247	259
営業外費用	1,232	1,078
支払利息	1,007	990
為替差損	60	—
その他	164	88
経常利益	5,061	4,956
特別利益	140	84
固定資産売却益	4	9
投資有価証券売却益	113	72
為替換算調整勘定取崩益	23	—
関係会社株式売却益	—	2
特別損失	1,378	1,025
固定資産除売却損	51	47
投資有価証券売却損	0	2
退職給付費用	—	975
減損損失	33	—
関係会社株式評価損	823	—
事業整理損失引当金繰入額	470	—
税金等調整前当期純利益	3,823	4,015
法人税、住民税及び事業税	1,607	1,252
法人税等調整額	△552	520
当期純利益	2,768	2,242
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する 当期純損失 (△)	△14	1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,782	2,240

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	11,829	17,032	20,745	△543	49,064
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△822		△822
親会社株主に帰属する当期純利益			2,782		2,782
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△4	△1	20	14
持分法の適用範囲の変動			579		579
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△4	2,537	19	2,553
2025年3月31日残高	11,829	17,028	23,283	△523	51,618

	その他の包括利益累計額				新 株 予約権	非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2024年4月1日残高	1,191	6,020	1,263	8,475	141	114	57,796
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△822
親会社株主に帰属する当期純利益							2,782
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							14
持分法の適用範囲の変動							579
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△58	2,762	1,011	3,715	△14	△16	3,684
連結会計年度中の変動額合計	△58	2,762	1,011	3,715	△14	△16	6,237
2025年3月31日残高	1,133	8,782	2,275	12,190	127	97	64,034

連結注記表

I (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称：

株式会社光波

田村香港有限公司

TAMURA EUROPE LIMITED

なお、当連結会計年度において、ESE INDUSTRIES(THAI) CO., LTD.は清算したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称：EARTH TAMURA ELECTRONIC (MYANMAR) CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社 なし

(2) 持分法適用関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用関連会社の数 6社

主要な関連会社の名称：

TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD.

合肥博微田村電気有限公司

INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.

なお、当連結会計年度より、INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.およびその関係会社3社は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めています。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称：EARTH TAMURA ELECTRONIC (MYANMAR) CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いています。

(4) TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD.及び合肥博微田村電気有限公司ならびに INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.は、12月31日現在の計算書類を使用しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ取引

時価法を採用しています。

③ 棚卸資産

製品及び仕掛品

電子部品、電子化学
及び情報機器関連事業
実装装置関連事業

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

商品及び原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しています。

ただし、当社及び国内連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～54年

機械装置及び運搬具 2年～20年

工具、器具及び備品 1年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③ リース資産

(a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、IFRS適用子会社については、IFRS第16号「リース」を適用しています。IFRS第16号「リース」により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上し、資産に計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えて、当連結会計年度における賞与支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。

④ 株式給付引当金

対象従業員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

⑤ 役員株式給付引当金

対象役員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象役員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

⑥ 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しています。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社30社のうち、海外連結子会社27社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、上記連結子会社については、決算日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

② 退職給付に係る会計処理の方法

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期首から累計した期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

④ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ア. ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約等及び金利スワップ取引）

イ. ヘッジ対象

外貨建債権、外貨建債務、外貨建予定取引及び借入金利

(c) ヘッジ方針

為替相場変動リスクの回避及び利息の固定化

(d) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しています。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っています。

⑥ 収益及び費用の計上基準

(a) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社及び連結子会社は、電子部品（トランス等各種電子部品）、電子化学実装（フラックス、はんだ材料及び自動はんだ付装置等）、情報機器（放送用音声調整卓及び通信機器等）の3つの事業分野で生産活動を行い、当該製品の販売及びそれらに付随して発生する工事や修理等のサービスの提供を行っています。顧客と約束した仕様及び品質の製品やサービスの提供を履行義務として認識しています。

(b)(a)の義務に係る収益を認識する通常の時点

ア. 製品の販売

製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断していますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しています。

イ. 工事及び修理等のサービス提供

検収を受けた一時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識しています。長期間の工期を要する工事契約については、義務履行による資産の創出又は増価につれ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配を獲得することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、進捗度に応じて収益を認識しています。

(c) その他重要な会計方針

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しています。また、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しています。

Ⅱ（会計上方針の変更）

（重要なヘッジ会計の方法の変更）

当社は、従来、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を採用していましたが、当連結会計年度から振当処理を行わず、原則的な処理方法、すなわち、期末に時価評価を行い、評価差額は損益とする方法に変更しました。

これは、会計システムの刷新に伴い、為替予約等に対する管理運用方法の見直しを行い、デリバティブ取引の状況をより適切に連結計算書類へ反映させるためです。

なお、当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響は軽微であるため、遡及適用は行っていない。

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ（表示方法の変更）

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益その他」に含めておりました「受取補償金」（前連結会計年度92百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては独立掲記しています。

Ⅳ（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

- ・繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 839百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

当連結会計年度末における将来の課税所得見込額は、取締役会により承認された2026年3月期経営計画の基礎となる数値を用い、以降の期間を見積もる場合については同水準が維持されるものとして見積もっています。

(2) 主要な仮定

将来の課税所得見込額の算出に用いた主要な仮定については、事業別売上高及びその原価率です。事業別売上高は、期末日時点の受注残高及び顧客に対するヒアリングを基に立てたフォーキャストに基づき見積もっています。また、原価率は、当連結会計年度の水準をベースに、銅をはじめとする素材価格変動・為替相場の動向を考慮して見積もっています。

(3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である事業別売上高及びその原価率は、見積りの不確実性が高く、実際の受注額とフォーキャストとの乖離、素材価格変動・為替相場変動及びその後の価格改定対応などに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。これにより、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

V（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額

43,642百万円

VI（連結損益計算書に関する注記）

（減損損失）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（経緯）

当社の連結子会社である田村汽車電子（佛山）有限公司は、電子部品関連事業において車載用昇圧リアクタを主製品とする生産会社です。中国市場の電気自動車シフト加速によるハイブリッド車販売減少の影響を受け、同社生産数量増加は想定に比べ鈍化、その収益性は依然として低調であるため、減損の兆候があると判断しました。こうした状況を受け、所有する固定資産に対する将来の回収可能性を検討した結果、投資額の回収が困難と見込まれることから、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(減損損失の金額)

種類	金額 (百万円)
機械装置及び運搬具	4
工具、器具及び備品	28
合計	33

(グルーピングの方法)

当社グループは、連結子会社資産について、各法人を最小単位としてグルーピングを行っています。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値により算定しています。

(事業整理損失引当金繰入額)

連結子会社である株式会社光波のネットワークソリューション事業を、株式会社ヨコオへ譲渡することを決定したことに伴い、発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しています。

Ⅶ (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	82,771,473	—	—	82,771,473

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2024年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 411百万円
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月12日

② 2024年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 411百万円
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 2024年9月30日
- ・ 効力発生日 2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	658百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	8円
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月12日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2005年6月29日 定時株主総会決議 第2回新株予約権	普通株式	9,000株
2006年6月29日 定時株主総会決議 第3回新株予約権	普通株式	9,000株
2007年6月28日 定時株主総会決議 第4回新株予約権	普通株式	9,000株
2008年6月27日 定時株主総会決議 第5回新株予約権	普通株式	14,000株
2009年6月26日 定時株主総会決議 第6回新株予約権	普通株式	29,000株
2010年6月29日 定時株主総会決議 第7回新株予約権	普通株式	24,000株
2011年6月29日 定時株主総会決議 第8回新株予約権	普通株式	27,000株
2012年6月28日 定時株主総会決議 第9回新株予約権	普通株式	35,000株
2013年6月27日 定時株主総会決議 第10回新株予約権	普通株式	44,000株
2014年6月26日 定時株主総会決議 第11回新株予約権	普通株式	29,000株
2015年6月26日 定時株主総会決議 第12回新株予約権	普通株式	14,000株
2016年6月28日 定時株主総会決議 第13回新株予約権	普通株式	19,000株
2017年6月28日 定時株主総会決議 第14回新株予約権	普通株式	17,000株
2018年6月27日 定時株主総会決議 第15回新株予約権	普通株式	18,800株
2019年6月26日 定時株主総会決議 第16回新株予約権	普通株式	23,900株
2020年6月25日 定時株主総会決議 第17回新株予約権	普通株式	25,700株
2021年6月25日 定時株主総会決議 第18回新株予約権	普通株式	26,500株
合 計		373,900株

Ⅷ（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、主として中長期的な運転資金・設備投資資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日です。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金・設備投資資金の調達を目的としたものです。また、リース債務には一部の海外子会社についてIFRS第16号「リース」を適用したのがあります。なお、一部の長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引又は通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等は、「Ⅰ（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類作成のための重要な事項」をご参照下さい。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*2)	2,667	2,667	－
資産計	2,667	2,667	－
(2) 1年内返済予定の長期借入金	4,549	4,533	△16
(3) 長期借入金	7,184	7,049	△134
(4) リース債務	5,295	5,454	158
負債計	17,030	17,037	7
(5) デリバティブ取引 (*3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(32)	(32)	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(32)	(32)	－

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。「長期未払法人税等」については、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含めていません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,255

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,667	—	—	2,667
デリバティブ取引				
金利通貨関連	—	8	—	8
資産計	2,667	8	—	2,676
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(41)	—	(41)
負債計	—	(41)	—	(41)

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	4,533	—	4,533
長期借入金	—	7,049	—	7,049
リース債務	—	5,454	—	5,454
負債計	—	17,037	—	17,037

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

IX（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

X（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	合計
主たる地域市場				
日本	26,366	7,435	2,783	36,584
中国	12,847	10,730	－	23,577
その他アジア	12,947	11,736	73	24,757
欧州	11,301	2,165	－	13,466
アメリカ	13,089	2,327	－	15,416
その他地域	220	28	－	248
顧客との契約から生じる収益	76,771	34,422	2,856	114,051
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	76,771	34,422	2,856	114,051

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 履行義務に関する情報

「I（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 重要な支払条件に関する情報

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね90日で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

契約負債は、主に製品販売契約における顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、201百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社において、長期にわたり収益が認識される契約を有する可能性があるセグメントは、情報機器関連事業です。2025年3月末現在、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、1年以内に収益として認識されると見込んでおり、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。

XI (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	780円03銭
2. 1株当たり当期純利益	34円03銭

XII (重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、さらに資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得しうる株式の総数	3,500,000株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合に対する割合4.25%)
(3) 株式の取得価額の総額	10億円を上限とする
(4) 取得する期間	2025年5月13日～2026年3月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

XIII (その他の注記)

(株式報酬制度について)

1. 役員向け株式交付信託

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び委任型執行役員を対象に（以下、対象者を総称して「対象役員」という。）、当社株式を用いた役員向け株式報酬制度を導入しています。

(1) 取引の概要

役員向け株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各対象役員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、対象役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末95百万円及び130,800株です。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。規程に基づき対象役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しています。

2. 従業員向け株式交付信託

当社は、当社及び一部のグループ会社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に（以下、総称して「対象従業員」という。）、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度を導入しています。

(1) 取引の概要

従業員向け株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各対象従業員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、対象従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退職時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末249百万円及び366,100株です。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しています。規程に基づき対象従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第102期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第101期 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	26,560	28,322
現金及び預金	2,809	2,843
受取手形	139	275
売掛金	12,816	14,850
契約資産	—	2
電子記録債権	303	260
商品及び製品	3,220	3,279
仕掛品	1,006	863
原材料及び貯蔵品	1,311	1,313
短期貸付金	1,260	1,384
未収入金	2,189	2,515
その他	1,504	735
貸倒引当金	△1	△1
固定資産	38,841	39,687
有形固定資産	14,653	13,957
建物	5,790	6,102
構築物	128	148
機械装置	895	998
車両運搬具	9	12
工具、器具及び備品	830	638
土地	4,981	5,039
リース資産	816	768
建設仮勘定	1,200	248
無形固定資産	646	603
借地権	222	222
ソフトウェア	190	215
リース資産	231	161
その他	2	3
投資その他の資産	23,541	25,127
投資有価証券	2,650	2,814
関係会社株式	17,508	19,620
長期貸付金	300	12
その他	3,112	2,722
貸倒引当金	△30	△42
資産合計	65,402	68,010

科 目	第102期 (2025年3月31日現在)	(ご参考) 第101期 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	17,142	14,974
支払手形	216	231
買掛金	5,671	4,902
電子記録債務	2,549	3,039
短期借入金	1,434	3,100
1年内返済予定の長期借入金	4,288	1,150
リース債務	280	233
未払金	715	348
未払費用	131	599
未払法人税等	304	159
契約負債	12	11
預り金	57	49
賞与引当金	1,234	1,021
役員賞与引当金	58	31
その他	188	96
固定負債	10,118	13,809
長期借入金	6,382	9,780
リース債務	905	818
退職給付引当金	2,248	2,119
預り保証金	202	202
株式給付引当金	53	21
役員株式給付引当金	16	6
長期未払法人税等	15	—
繰延税金負債	9	488
その他	285	372
負債合計	27,261	28,784
純資産の部		
株主資本	36,854	37,878
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,172	17,177
資本準備金	17,172	17,172
その他資本剰余金	—	4
利益剰余金	8,375	9,414
その他利益剰余金	8,375	9,414
繰越利益剰余金	8,375	9,414
自己株式	△523	△543
評価・換算差額等	1,158	1,205
その他有価証券評価差額金	1,158	1,205
新株予約権	127	141
純資産合計	38,140	39,225
負債純資産合計	65,402	68,010

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第102期	(ご参考) 第101期
	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	48,197	45,960
売上原価	34,189	32,816
売上総利益	14,008	13,143
販売費及び一般管理費	14,193	13,364
営業損失 (△)	△184	△221
営業外収益	2,491	2,509
受取利息	30	55
受取配当金	2,084	1,768
為替差益	—	288
その他	377	396
営業外費用	317	296
支払利息	122	124
為替差損	6	—
その他	188	171
経常利益	1,989	1,992
特別利益	113	66
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	113	62
関係会社株式売却益	—	2
特別損失	2,328	739
固定資産除売却損	16	6
関係会社株式評価損	2,312	732
投資有価証券売却損	0	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△224	1,319
法人税、住民税及び事業税	424	268
国際最低課税額に対する法人税等	15	—
法人税等調整額	△450	262
当期純利益又は当期純損失 (△)	△215	788

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高	11,829	17,172	4	17,177	9,414	△543	37,878
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△822		△822
当期純損失 (△)					△215		△215
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			△4	△4	△1	20	14
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	△4	△4	△1,039	19	△1,023
2025年3月31日残高	11,829	17,172	－	17,172	8,375	△523	36,854

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2024年4月1日残高	1,205	141	39,225
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△822
当期純損失 (△)			△215
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△46	△14	△60
事業年度中の変動額合計	△46	△14	△1,084
2025年3月31日残高	1,158	127	38,140

個 別 注 記 表

I (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。

② その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(b) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ取引

時価法を採用しています。

(3) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

電子部品、電子化学
及び情報機器関連事業
実装装置関連事業

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

② 商品及び原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～54年

構築物 6年～50年

機械装置 2年～17年

車両運搬具 3年～7年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えて、当事業年度における賞与支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、当事業年度における賞与支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 株式給付引当金

対象従業員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

(6) 役員株式給付引当金

対象役員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象役員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約等及び金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

外貨建債権、外貨建債務、外貨建予定取引及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

為替相場変動リスクの回避及び利息の固定化

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

電子部品（トランス等各種電子部品）、電子化学実装（フラックス、はんだ材料及び自動はんだ付装置等）、情報機器（放送用音声調整卓及び通信機器等）の3つの事業分野で生産活動を行い、当該製品の販売及びそれらに付随して発生する工事や修理等のサービスの提供を行っています。顧客と約束した仕様及び品質の製品やサービスの提供を履行義務として認識しています。また、電子部品関連事業における連結子会社との一部取引において、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断している取引があります。

(2) (1)の義務に係る収益を認識する通常の時点

① 製品の販売

製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断していますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しています。

② 工事及び修理等のサービス提供

検収を受けた一時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識しています。長期間の工期を要する工事契約については、義務履行による資産の創出又は増価につれ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配を獲得することから、進捗度に応じて収益を認識しています。

(3) その他重要な会計方針

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しています。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しています。また、電子部品関連事業における連結子会社との代理人取引において、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者（連結子会社）に支払う額を控除した純額により認識しています。

Ⅱ（会計方針の変更）

（重要なヘッジ会計の方法の変更）

当社は、従来、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を採用していましたが、当事業年度から振当処理を行わず、原則的な処理方法、すなわち、期末に時価評価を行い、評価差額は損益とする方法に変更しました。

これは、会計システムの刷新に伴い、為替予約等に対する管理運用方法の見直しを行い、デリバティブ取引の状況をより適切に計算書類へ反映させるためです。

なお、当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 436百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅳ（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

21,459百万円

2. 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対する保証額は次のとおりです。

被 保 証 者	保 証 額
TAMURA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	64百万円 (1,859千M\$)
田村香港有限公司	1,783百万円 (11,850千US\$)
TAMURA EUROPE LIMITED	2,927百万円 (200千STG £) (17,655千EUR)
TAMURA CORPORATION OF AMERICA	3,123百万円 (20,750千US\$)
TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	95百万円 (注) (21,250千THB)
田村電子（惠州）有限公司	1,891百万円 (90,435千RMB)
田村電子（深圳）有限公司	806百万円 (38,600千RMB)
田村（中国）企業管理有限公司	647百万円 (31,000千RMB)
田村電子（蘇州）有限公司	2,715百万円 (130,000千RMB)
計	14,055百万円

（注）銀行借入金及び同借入金に関するデリバティブ取引について、債務保証を行っています。

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権

7,618百万円

長期金銭債権

300百万円

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

3,986百万円

V (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	20,227百万円
仕入高	19,263百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	2,206百万円

VI (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	1,021,030	670	53,000	968,700

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加です。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、新株予約権方式によるストック・オプションの権利行使による減少53,000株です。

VII (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	61百万円
未払賞与限度超過額	377百万円
減価償却費限度超過額	160百万円
貸倒引当金繰入超過額	0百万円
退職給付引当金繰入超過額	1,063百万円
投資有価証券評価損否認	84百万円
関係会社株式評価損否認	2,848百万円
ゴルフ会員権評価損否認	34百万円
その他	1,023百万円
繰延税金資産 小計	5,654百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,217百万円
評価性引当額 小計	△5,217百万円
繰延税金資産 合計	436百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	11百万円
その他有価証券評価差額金	420百万円
その他	13百万円
繰延税金負債 合計	445百万円
繰延税金負債の純額	9百万円

Ⅷ (関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
子会社	田村香港有限公司	所有 直接100%	製品の購入 債務保証	製品の購入(注1) 債務保証(注2)	9,875 1,783	買掛金 —	2,379 —
子会社	TAMURA CORPORATION OF AMERICA	所有 直接100%	製品の販売 債務保証	製品の販売(注1) 債務保証(注2)	3,345 3,123	売掛金 —	841 —
子会社	TAMURA EUROPE LIMITED	所有 直接100%	製品の販売 債務保証	製品の販売(注1) 債務保証(注2)	2,785 2,927	売掛金 —	795 —
子会社	TAMURA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.	所有 直接100%	製品の販売	製品の販売(注1)	3,353	売掛金	703
子会社	田村 (中国) 企業管理有限公司	所有 間接100%	製品の購入 債務保証	製品の購入(注1) 債務保証(注2)	3,392 647	買掛金 —	877 —
子会社	田村電子 (深圳) 有限公司	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注2)	806	—	—
子会社	OP-SEED CO., (BD) LTD.	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付(注3)	224	短期貸付金	800
子会社	田村電子 (惠州) 有限公司	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注2)	1,891	—	—
子会社	田村電子 (蘇州) 有限公司	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注2)	2,715	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して、価格交渉の上決定しています。

(注2) 銀行借入につき、債務保証を行ったものです。保証料は受領していません。

(注3) OP-SEED CO., (BD) LTD.に対する資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年、期限一括返済としています。担保は受け入れていません。

(注4) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

2.役員及びその近親者

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高
役員の 近親者	田村直樹	被所有 直接0.9%	当社相談役	相談役報酬(注1)	21	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)：当社内規に基づいて決定しています。なお、取引金額には消費税等を含めていません。

(注2)：取締役田村陽平の実父であり、当社の代表取締役会長及び社長としての実績があります。

なお、2023年6月に当社の代表取締役会長を退任しています。

Ⅸ（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 464円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失（△） | △2円63銭 |

XI（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得）

自己株式の取得については、連結計算書類「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII（その他の注記）

（株式報酬制度について）

連結計算書類の連結注記表「その他の注記(株式報酬制度について)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社タムラ製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葛 貫 誠 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社タムラ製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葛 貫 誠 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務しており、主要な子会社の取締役会等重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携のうえ、その監査計画に基づき海外を含む主要な子会社の事業所、工場等について往査またはオンライン形式により必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、当社の中国子会社2社において購入部品在庫の会計処理が社内ルールに照らし適切に行われていなかった疑義が判明いたしましたが、監査等委員会においては、外部調査チームによる調査結果及び再発防止策の提言について検討を行い、意見を表明するとともに、社内で策定された再発防止策及び内部統制改善の取り組みについて、適宜、その進捗状況について関連部門から報告を受けており、引き続きその実行状況を監視及び検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社タムラ製作所 監査等委員会

常勤監査等委員	横山 雄治	㊞
監査等委員（社外取締役）	窪田 明	㊞
監査等委員（社外取締役）	渋谷 晴子	㊞
常勤監査等委員（社外取締役）	今村 昌志	㊞
監査等委員（社外取締役）	豊田 明子	㊞

以 上

新社長・中村充孝が語る 第14次中期経営計画 *One TAMURA for Next 100*



代表取締役社長兼COO
中村 充孝

収益性・資本効率を強化し、
持続的成長と企業価値向上を目指す

略歴

1997年 9月	タムラ化研株式会社（現タムラ製作所）入社
2017年 6月	当社執行役員電子化学実装事業本部電子化学営業本部長
2019年 4月	当社上席執行役員電子化学実装事業本部回路機材事業部長
2022年 4月	当社上席執行役員アセアン統括兼電子部品事業本部副事業本部長
2024年 6月	取締役EVP兼CSO兼経営戦略担当
2024年10月	取締役EVP兼CSO兼経営戦略担当兼マーケティング推進室長
2025年 4月	代表取締役社長兼COO（現職）



Q1 社長に就任して3カ月、現在のお気持ちをお聞かせください。

日々その責任の重さを感じながら業務にあたっております。浅田前社長から受け継いだバトンをしっかりと握り、タムラグループのさらなる成長を実現するため、全力を尽くしています。タムラ製作所は次の100年に向けた第一歩を踏み出す重要な時期にあると考えています。ステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく、社員一人ひとりと力を合わせて邁進してまいります。

Q2 タムラ製作所の将来ビジョンと新中計への思いを教えてください。

タムラ製作所は、創業100周年の節目を経て、第14次中期経営計画「One TAMURA for Next 100」を始動しました。今後の3年間を、持続的成長の土台を築く重要な期間と位置づけ、「事業」「サステナビリティ」「財務」の3戦略を一体で推進します。独自の材料技術や製品設計技術を強みに、エレクトロニクス市場の進化や脱炭素社会の実現に貢献していくとともに、社員の自律性と創造性を引き出す環境づくりにも注力します。

社内外のつながりと一体感を大切に、利他の心を原動力に、創造と挑戦を積み重ねながら、タムラグループの未来をステークホルダーの皆様と共に切り拓いてまいります。

Q3 会社員人生の中で、特に印象に残っていることを教えてください。

事業部一体で開発したフレキシブル基板用ソルダーレジストで、仲間と共に社長賞を受賞できた経験が印象に残っています。販売当初は実績が乏しく注目度も高くありませんでしたが、独自性のある優れた製品としてお客様に評価され、採用に至ったことは大きな自信につながりました。粘り強く挑戦を続けることの大切さを実感した出来事でもあります。

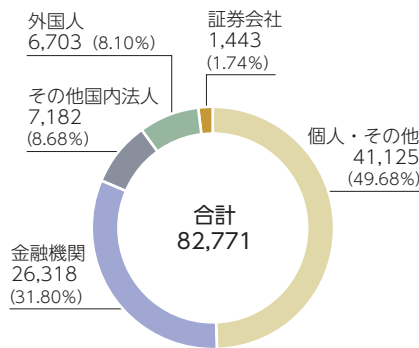
株式の概況（2025年3月31日現在）

- 発行可能株式総数…………… 252,000,000株
- 発行済株式の総数…………… 82,299,673株
(自己株式471,800株を除く)
- 株主数…………… 26,585名
- 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,385	13.83%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,263	5.18%
タムラ協力企業持株会	3,416	4.15%
株式会社三井住友銀行	3,200	3.88%
株式会社みずほ銀行	1,999	2.42%
タムラ製作所従業員持株会	1,226	1.49%
タムラ開発有限会社	1,161	1.41%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,075	1.30%
住友生命保険相互会社	1,018	1.23%
日本生命保険相互会社	1,000	1.21%

(注) 持株比率は、自己株式471,800株を除いて算出しております。

■ 所有者別株式分布状況（単位：千株）



(注) 自己株式471,800株（0.57%）は個人・その他に含まれております。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
定時株主総会	毎年6月開催	株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日	(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告 https://www.tamuracorp.com/ir/	(電話照会先)	☎ 0120-782-031
		(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/